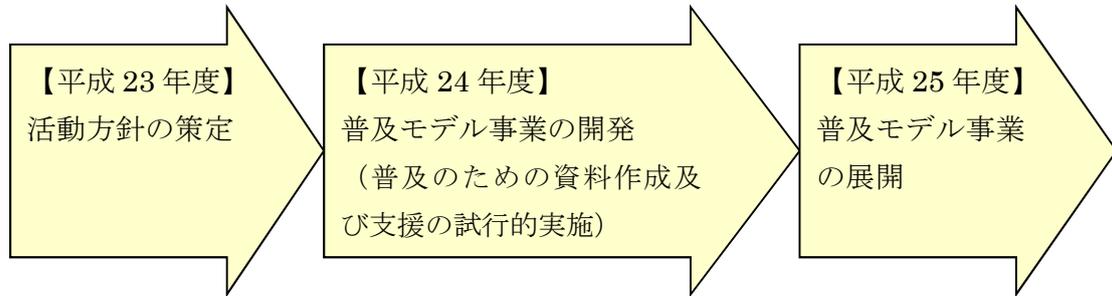


平成 25 年度専門委員会 活動計画

I. CI-NET 普及拡大に向けた CI-NET3 ヶ年活動計画の概要



1. 平成 23 年度

CI-NET 普及拡大に向けた活動方針として、以下が取り纏められた。

- 1) CI-NET 導入検討や利用拡大を目指す企業に対する情報提供
- 2) CI-NET 導入・運用に関する簡易な手法の提供、提示
- 3) CI-NET 普及促進の戦略的支援

2. 平成 24 年度

以下の取り組みにより、普及モデル事業を開発（普及のための資料作成及び支援の試行的実施）した。

- 1) CI-NET 導入・運用に係るケーススタディの策定、低コスト手法の検討
- 2) 導入・拡大への関心・意欲のある企業等への支援

※平成 25 年度の事業計画検討（具体的な対象地域や対象事業者の選定等）まで行う。

3. 平成 25 年度

平成 24 年度に開発したモデル事業を、各地域、各業種・業態、各事業規模等の企業へ水平展開する。

II. 政策委員会及び専門委員会の活動概要

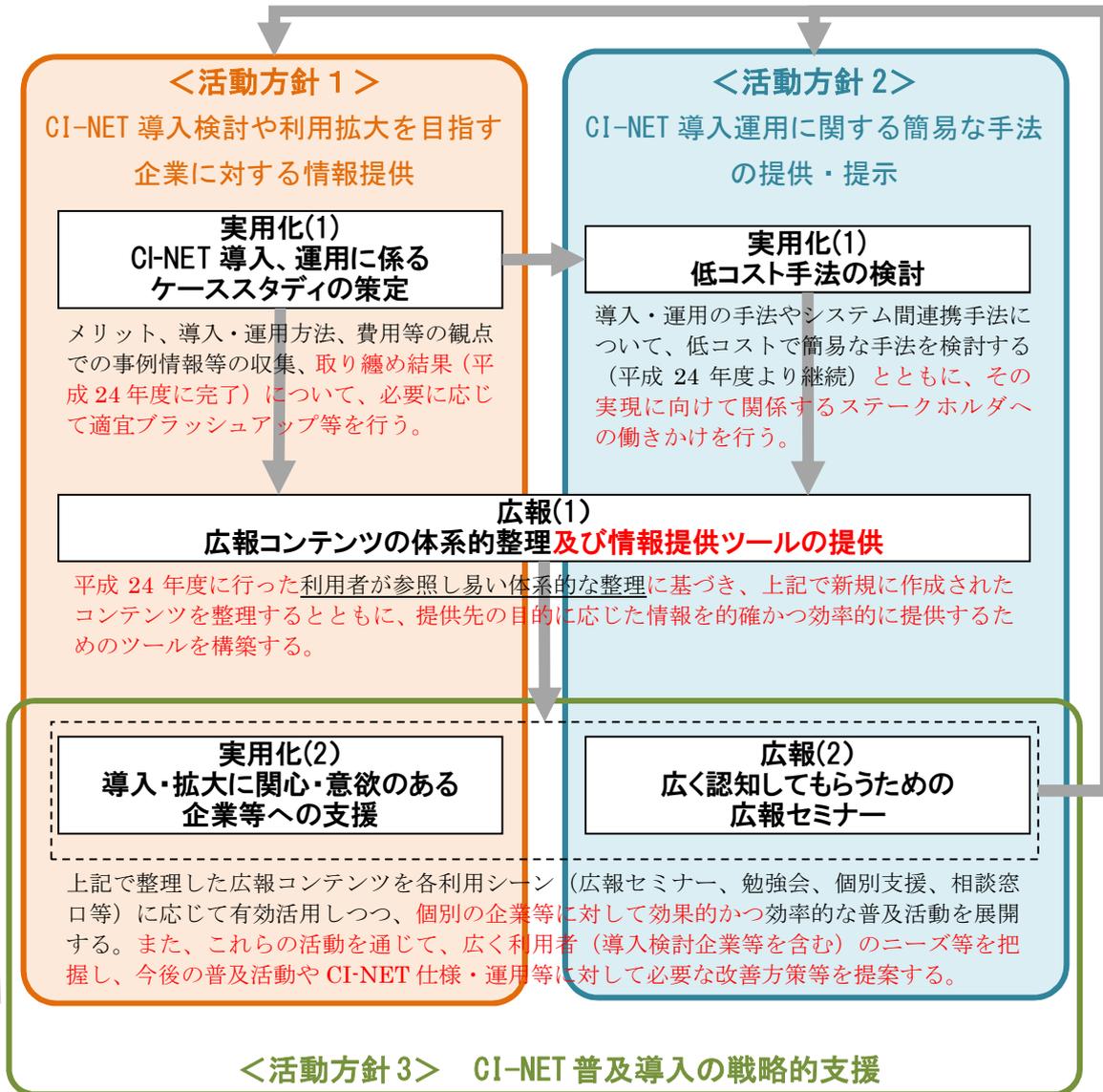
CI-NET の普及に向けた 3 カ年活動計画のうち、平成 23 年度には、広報普及活動における 3 つの活動方針を取りまとめ、活動の具体的な方向性を示した。平成 24 年度には、これら 3 つの活動方針に基づき、CI-NET の広報普及活動を効果的かつ効率的に実施するためのツールの開発及び試行に重点を置き活動してきた。

平成 25 年度は、これらの開発したツールを活用して、CI-NET 未導入企業等に対して導入・拡張に向けた働きかけや支援を実践する。また、CI-NET の利便性を向上することも普及活動の 1 つとして重要であると考えられ、CI-NET の仕様に係る継続課題の検討活動と併せて検討を行っていく。なお、平成 25 年度は CI-NET の普及に向けた 3 カ年活動計画の最終年度に当たるため、3 カ年の活動結果を踏まえた次期 3 カ年活動計画の策定も行うこととする。

表 II-1 政策委員会及び専門委員会の年間スケジュール（案）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
情報化評議会		▲										
政策委員会	▲					▲			▲			▲
	①CI-NET 運営方法の見直し						②次期 3 カ年活動計画等の策定					
実用化推進委員会			▲							▲		
普及推進 WG			▲				▲			▲		
	①CI-NET 導入・運用に係るケーススタディの策定及び低コスト手法の検討 ②導入・拡大への関心・意欲のある企業等への支援 ③CI-NET 会員及び企業識別コード登録企業へのメリット供与のあり方検討 ④CI-NET 普及推進のための情報共有・活動方法の検討											
設備見積 WG			▲			▲				▲		
	⑤設備分野における CI-NET 実用化の推進											
標準化委員会				▲								▲
BP メンテナンス WG				▲				▲			▲	
	①CI-NET 標準ビジネスプロトコルのメンテナンス ②CI-NET 資機材コードのメンテナンス											

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
LiteS 委員会			▲				▲				▲	
LiteS 規約 WG				▲			▲			▲		
			①CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンス									
技術検討 WG			▲			▲			▲			
			②CI-NET 準拠基準 (案) の策定									
			③強い暗号化への移行に向けた対応検討									
			④消費税率変更への対応方法検討									
建築見積 WG				▲						▲		
			⑤建築見積業務分野における EDI 化の検討									
調査技術委員会			▲									
			①CI-NET を取り巻く周囲の電子商取引等に係る調査研究の実施 (消費税率変更への対応方針検討)									
広報委員会			▲								▲	
広報 WG			▲				▲			▲		
			①広く認知してもらうための広報セミナー									
			②検索システムの構築			②広報コンテンツの収集と体系的整理						
			③CI-NET 関連ホームページの改修検討									



注1：（実用化・*）は実用化推進委員会の活動項目を表す。（広報・*）は広報委員会の活動項目を表す。

注2：<活動方針 1、2、3>は、平成23年度に取り纏めた「平成24・25年度活動方針」を指す。

図 II-1 普及活動に向けた実用化推進委員会及び広報委員会の連携

III. 政策委員会及び専門委員会の活動内容

1. 政策委員会

- ① CI-NET 運営方法の見直し
- ② CI-NET の普及に向けた 3 ヶ年活動計画（平成 26～28 年度）の策定

1.1. CI-NET 運営方法の見直し

CI-NET の運営に関して、CI-NET 会員及び CI-NET ユーザにおける適切なメリット付与や会費等のあり方について、検討を行う。

1.2. CI-NET の普及に向けた 3 ヶ年活動計画（平成 26～28 年度）等の策定

CI-NET の普及に向けた 3 ヶ年活動計画（平成 23～25 年度）に基づく活動結果を踏まえて、引き続き CI-NET の普及を目的とした次期 3 ヶ年活動計画（平成 26～28 年度）の策定を行う。併せて、CI-NET の運営全体に係わる長期的な計画についても、必要に応じて随時、策定・更新を行い、専門委員会の活動に反映させる。

2. 実用化推進委員会

- ① CI-NET 導入・運用に係るケーススタディ策定及び低コスト手法の検討
- ② 導入・拡大への関心・意欲のある企業等への支援
- ③ CI-NET 会員及び企業識別コード登録企業へのメリット供与のあり方検討【新規】
- ④ CI-NET 普及推進のための情報共有・活動方法の検討【新規】
- ⑤ 設備分野における CI-NET 実用化促進

2.1. CI-NET 導入・運用に係るケーススタディの策定、低コスト手法の検討・普及

(1) CI-NET 導入・運用に係るケーススタディの策定

過年度調査において、社内で新たな情報化や業務改革等を進めるに際して、CI-NET 既導入企業の取り組み事例を参考にしたいとの意見が多数寄せられたことを踏まえ、主に中堅建設企業ならびに地域建設企業を対象とした普及促進を目的として、平成 24 年度に CI-NET 既導入企業に関するケーススタディ（成功事例の調査・研究）を行い、今後導入を検討する企業が照会、利活用し易い形に取り纏めた。平成 25 年度は必要に応じてこれらのブラッシュアップを行うとともに、勉強会等の活動からのフィードバックを受けて、業務分析ツール等の勉強会向け資料等の作成も適宜行っていく（平成 25 年度新規）。

(2) 低コスト手法の検討、普及

中堅企業等において導入を検討する際には、特に低コストで簡易な導入・運用を実現できることがポイントとなることから、上記のケーススタディ等も踏まえて、低コストで簡易な導入・運用の手法を検討する（平成 24 年度より継続）とともに、低コストな導入手法に関する説明資料等を作成する（平成 25 年度新規）。なお、事務局では、低コスト手法の実現に向けて、関係するステークホルダへの働きかけも行っていく（平成 25 年度新規）。

低コストで簡易な導入・運用の手法（例）：

- 基幹系業務パッケージと CI-NET の連携性強化（連携仕様の検討等）
- CI-NET の ASP サービスにおける基幹系業務機能の拡張（簡易な稟議機能等実装）

2.2. 導入・拡大への関心・意欲のある企業等への支援

(1) 勉強会

CI-NET に関心があるまたは CI-NET の導入可能性を調査検討している企業（非会員企業を含む）に対して、電子商取引や CI-NET 導入についての勉強会を行う（平成 24 年度より継続）。また、今後、勉強会をより効率的に展開していくための勉強会向け標準ツール（説明資料、分析ツール、活用マニュアル等）の作成も進める。（平成 25 年度新規）

なお、平成 25 年度に重点的に普及活動を実施する対象地域は、平成 24 年度の未導入企業を対象としたアンケート調査結果に基づき、選定を行う。

主な対象企業：セミナー実施地域における中堅建設企業、有力な地域建設企業

(2) 個別支援等 ⇒事務局にて実施のため、委員会活動からは削除。

2.3. CI-NET 会員及び CI-NET 企業識別コード登録企業へのメリット供与のあり方検討

現在、CI-NET 企業識別コードの登録数は 1 万件近くに及ぶが、これらのユーザ企業に関する情報を管理、分析し、的確な情報提供を行っていくことは、普及活動の目的においても重要であると考えられる。このため、CI-NET 会員及び CI-NET 企業識別コード登録企業の情報の有効な利活用を可能とするための、収集情報・分析やメリット供与のあり方について検討を行う。（平成 25 年度新規）

<検討項目の例>

- 今後の普及活動に資する分析内容の検討
- 上記の分析に必要な管理情報項目の検討（現行の取得情報項目は「業種」のみ）
- 上記の管理情報の収集方法の検討（現行は 3 年に 1 度の企業コード更新時のみ）
- 収集、分析結果の情報提供方法の検討

2.4. CI-NET 普及推進のための情報共有・活動方法の検討

普及活動については、情報化評議会実用化推進委員会を中心に行っているが、CI-NET サービス提供企業や総合建設企業その企業の社内システムを手がけているシステムベンダが主体的に行っている場合もある。それら普及に資する活動に対する情報化評議会としての連携方法を検討する。

また、勉強会等の実施についても、今後の負担増大が想定されるため、より効果的かつ効率的な実施方法を検討する。(平成 25 年度新規)

<情報網整備の例>

- 地方整備局との連携強化
- ベンダー企業との連携強化

2.5. 設備分野における CI-NET 実用化促進

(1) 設備見積 Ver. 2.1 化の推進

設備見積業務における CI-NET 実装規約 Ver.2.1 への移行推進を目的として、平成 24 年度には、現状の把握・分析に基づき、メリット及びデメリット（課題）を整理し、これらの課題解決に向けた今後のアクションプランの策定を行った。

平成 25 年度は、このアクションプランに従って、実行に際しての個別課題の検討、調整を行いながら、必要な取組を実行していく。

<第 1 段階のアクションプラン> (平成 25 年度末までを目標に実施する事項)

- 導入・移行時期の設定、公表
- 担当者レベルへの伝達方式の確立
- 見積依頼の簡略化ルール策定
- CI-NET/C-CADEC 統一コード移行

<第 2 段階のアクションプラン> (平成 26 年度末頃までを目標に実施する事項)

- ASP 等への機能拡張仕様の提示 (一斉見積依頼機能の追加、物件管理機能の追加、担当者レベルへの伝達機能の追加、発注者機能の追加等)
- 見積依頼条件書の統一化
- 見積区分、見積項目、拾い区分の基準化、統一化、コード化
- 業務に整合したコードの見直し (建設資機材コード、メーカーコード)
- 図面添付方式の検討

3. 標準化委員会

- ① CI-NET 標準ビジネスプロトコルのメンテナンス
- ② CI-NET 資機材コードのメンテナンス

3.1. CI-NET 標準ビジネスプロトコルのメンテナンス

CI-NET 標準ビジネスプロトコルの規約について改善要求の審議を行う。

現時点では、以下の改善要求が提出される予定である。

(1) 「工事請負契約外取引メッセージ」の標準ビジネスプロトコルへの追加

工事請負契約外取引（小口取引と言われることもある。請負契約を必要としない資材の購入やリースなどの取引を指す。金額的には小さいが、取引件数が多く、その多くは電話などで簡便に発注され、納品後の支払いも 1 回程度で終わる。）について、Lite 委員会にて、平成 22 年度より、システム投資も大きくならないよう簡便な仕組みで実用化を図りやすくする取り組みを進め、平成 23 年度に「工事請負契約外取引メッセージ（案）」（使用項目一覧）として取りまとめた。平成 24 年度にはこのメッセージ案について、LiteS 委員会にて CI-NET LiteS 実装規約化の検討を行ったが、実装規約化にあたり、標準ビジネスプロトコルへのメッセージ追加（「工事物件案内」、「契約外請求」、「契約外請求確認」の 3 メッセージ）が前提となるため、これに係る改善要求が提出される予定である。

併せて、当該メッセージで使用する新規データ項目（6 項目）及び CI-NET コードの改訂（2 コード）についても改善要求が提出される予定である。

(2) 合意精算に係る標準ビジネスプロトコルでの定義

平成 24 年度の LiteS 委員会において、合意精算業務における CI-NET LiteS 実装規約の適用に際しては、合意打切業務メッセージを使用することが取り決められた。この対応はシステムの実装の上での扱いであるが、定義上は打切と精算は区分すべきとの考えから、合意精算業務を処理するメッセージとして、CI-NET 標準ビジネスプロトコル上で「合意精算申込」「合意精算承諾」の両メッセージを定義した上で、実際の仕組みは合意打切を使用する旨を定めることとなった。これを受けて、合意精算業務に係る情報種類の新設及びこれらのメッセージとしての取り扱いに係る改善要求が提出される予定である。

3.2. CI-NET 資機材コードのメンテナンス

平成 24 年度に C-CADEC の設備機器ライブラリーデータ交換仕様コードと CI-NET の建設資機材コードを統合したところであるが、CI-NET の建設資機材コードに関して従来統一的なバージョン管理がなされてこなかったことから、コードのバージョン付番ルール等を確定する。併せて、CI-NET 標準ビジネスプロトコル及び CI-NET LiteS 実装規約に関しても、改めてバージョン付番ルールを明確化する。

4. LiteS 委員会

- ① CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンス
- ② 建築見積業務分野における EDI 化の検討
- ③ CI-NET 準拠基準（案）の策定
- ④ 強い暗号化への移行に向けた対応検討【新規】
- ⑤ 消費税率変更に係る対応検討【新規】

4.1. CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンス

実装規約に基づき実業務に適用する上で、理解のしやすさ、解釈の相違、不具合の解消、実施のしやすさ等の向上のための検討を行う。現時点では、平成 24 年度までに取り纏められた(1)の CI-NET 標準ビジネスプロトコルに係る改善要求について、情報化評議会会員への公開期間を経た後に、標準化委員会に提出する予定である。また、平成 24 年度に引き続き、(2)～(6)の審議事項を予定している。

(1) 工事請負契約外取引メッセージの実装規約化ならびに合意精算に係る CI-NET 標準ビジネスプロトコルでの定義

平成 24 年度までに取り纏められた「工事請負契約外取引メッセージ（案）」（「工事物件案内」、「工事請負契約外請求」、「工事請負契約外請求確認」の 3 メッセージ（当該メッセージで使用する新規データ項目（6 項目）及び CI-NET コードの改訂（2 コード）を含む））ならびに「合意精算に係る CI-NET 標準ビジネスプロトコルでの定義」について、情報化評議会会員への公開期間を経た後に、標準化委員会に対して、これに係る改善要求書を提出する予定である。

(2) 追加契約をした場合の消費税計算方法

本契約と追加契約(枝番契約)があった場合、それらの出来高報告時に追加契約部分を本契約と合算した上でその分の消費税を計算する場合と、本契約と追加契約を合算せず別個に消費税を計算する場合とで、契約金額に係る消費税額が異なってくることが指摘されている。これについて、平成 24 年度のアンケート調査で把握した実態を踏まえ、また、別途、調査技術委員会において検討される消費税率変更への対応方針も考慮しつつ、見解の整理ならびに体系的な対応を含めて、ルールを明確化する。

(3) 出来高報告メッセージにおける明細の記載方法

現行の規約では、「契約内容を変更してはいけないが、システムは変更できるようにする必要がある。」という、矛盾した内容になっているため、ベンダの提供するシステム上は制限をかける事ができない状況となっている。出来高報告時に契約時の明細項目（項目内容、数量、

単価)を自由に変更できてしまうことで不都合が生じているとの指摘から、規約や Q&A における対応を明確化する。

(4) 出来高確認(査定)の査定理由を記載する項目の追加

現状、出来高確認(査定)の査定理由を記載する項目使用可能な該当項目がないことから、代替利用が想定される既存項目について、利用実態を調査するとともに、当面の対応方針ならびに次バージョン策定の段階での新規項目追加の要否について、検討を行う。

(5) 拡張漢字の利用可否

CII シンタクスルールに基づき、CI-NET では、JIS の第三、第四水準等の拡張漢字を使用できないことについて、他システムの実態等を調査し、対応策の検討を行う。

(6) 帳票データチェック値(X 属性)の送信回数の表記の統一化

帳票データチェック値の運用が統一されていないことについて、平成 23 年度に「00001」を正とすることで結論し、実運用中のシステムにおいては、当面はいずれの表現方法も容認することとした。これについて、関連文書へ明記する案を検討する。

4.2. 建築見積業務分野における EDI 化の検討

主に総合工事会社と積算事務所における建築積算数量データの電子データによるやり取りを進める取組である。平成 19 年度から「集計表(仕上・躯体集計表)」の電子データ化の検討を行い、平成 21 年度には「建築積算業務メッセージ(案)」を策定、平成 23 年度には、電子データ化のより良い運用方法を引き続き検討するとともに、EDI 化による生産性の向上の検証を行うためのツール「建築積算データチェックツール」を開発した。平成 24 年度には、日本建築積算協会の協力も得ながら、建築積算データチェックツールを用いて、建築積算データの有効性についての評価を行った。

平成 25 年度は、引き続き、建築積算数量データの電子化に向けて、総合工事会社や積算事務所における業務効率化を図るため、建築積算メッセージ(データフォーマット)の整備や社内システムとの連携強化に向けた方策について、日本建築積算協会の協力を得ながら、業務パッケージベンダー等とも協力して検討を行うとともに、積算事務所ならびに建築積算パッケージベンダー等を対象とした普及活動(勉強会、広報セミナー等)を行っていく。(平成 25 年度新規)

4.3. CI-NET 準拠基準(案)の策定

平成 24 年度に新規 ASP サービスの参入に際して、CI-NET を利用した電子商取引における ASP サービス、パッケージ製品及びその他の EDI サービス(以下、「CI-NET サービス」という)を対象に、既存の CI-NET 利用者との間で円滑なデータ交換を実現するために必要な評価要件を提示することを目的として検討した「CI-NET LiteS 実装規約準拠基準」の方針

(案) 基づき、「CI-NET LiteS 実装規約準拠基準 (案)」を策定する。

4.4. 強い暗号化への移行に向けた対応検討【新規】

総務省より、公的個人認証サービスにおける暗号アルゴリズムに関する移行方針が示されたことを受けて、CI-NET サービスにおいても、暗号アルゴリズムの移行を進める必要が生じたことから、平成 24 年度に引き続き、関連するベンダにおける対応状況等の確認を行い、CI-NET における暗号アルゴリズムの移行方針及びスケジュールに関する検討を行う。

4.5. 消費税率変更への対応方法検討【新規】

平成 26 年 4 月と平成 27 年 10 月に消費税率が段階的に引き上げられることに関して、調査技術委員会にて検討される対応方針に従い、具体的な対応方法についての検討を行う。

5. 調査技術委員会

① CI-NET を取り巻く周囲の電子商取引等に係る調査研究の実施

5.1. CI-NET を取り巻く周囲の電子商取引等に係る調査研究の実施

発注者（官民間問わず）の電子契約の動向、EDI に関連する技術動向、税制改正等に係る動向等について調査、研究を行う。

平成 24 年 8 月公布の法律¹に基づき、消費税率が平成 26 年 4 月と平成 27 年 10 月に段階的に引き上げられることを受けて、平成 24 年度に引き続き平成 25 年度も、この対応方針について、調査、研究を行う。

6. 広報委員会

- ① 広く認知してもらうための広報セミナー
- ② 広報コンテンツの収集と体系的整理、及び検索システムの構築【新規】
- ③ CI-NET 関連ホームページの改修検討【新規】

6.1. 広く認知してもらうための広報セミナー

CI-NET への関心を地域単位あるいは業界単位で高め、導入検討に進む企業の裾野を広げることが目的として、都道府県建設業協会や業界団体等と連携して広報セミナーを開催する

¹ 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」（平成 24 年 8 月 10 日成立）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成 24 年 8 月 10 日成立）

(平成 24 年度より継続)。なお、平成 25 年度に広報セミナーの実施を予定している対象地域は、平成 24 年度に実用化推進委員会で実施した「発注業務における電子商取引に関する調査」に基づき、選定を行う。

広報セミナー実施対象地域(案)：愛知県、神奈川県、静岡県、長野県、福岡県、宮城県

6.2. 広報コンテンツの収集と体系的整理

導入を検討する企業における関係者への説明資料等作成に資することを主な目的として、平成 24 年度に実施した、利用者が参照しやすい、広報コンテンツの体系的整理(アーカイブ)に基づき、今後作成した資料についても、公開の可否判断を行った上で、属性項目の整理を行い公表していく(平成 24 年度継続)。また、これらの収集した広報コンテンツを、提供先の目的に応じた的確かつ効率的に提供するためのツール(検索システム)を構築する(平成 25 年度新規)。これをもって広報活動の基盤強化を図る。

6.3. CI-NET 関連ホームページの改修検討

上記の「6.2 広報コンテンツの収集と体系的整理」の活動内の「提供先の目的に応じた情報を的確かつ効率的に提供するためのツール(検索システム)を構築」を踏まえ、現在の CI-NET 関連ホームページを改修することを念頭に、CI-NET 会員及び CI-NET に関心のある利用者がより参照しやすい方法等を検討する。(平成 25 年度新規)